

第243回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和元11月25日(月)10:00～10:45（公開）、10:45～11:25（非公開）

場 所：経済産業省 別館1階103－105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、圓尾委員

○八田委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第243回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりですが、議題に入る前に、議事や資料の取り扱いについて、事務局からご説明をお願いします。

○恒藤総務課長 第2部の3つの議題につきましては、個別企業の情報を取り扱うということですので議事は非公開とし、「議事要旨」を後日委員会ホームページに掲載をし、その会議資料につきましては、情報公開請求があった場合には、その対応について改めてご相談をします。

このような取り扱いにしたいと考えてございますが、ご確認いただければと存じます。

○八田委員長 それでは、「第2部」と記載されたものについて、非公開の開催とさせていただきますが、ご異存ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

最初の議題です。「原価算定期間終了後の小売ガス料金の事後評価について」です。野沢管理官から、ご説明をお願いいたします。

○野沢統括NW事業管理官 資料3です。スライドでいうと3/123ページでございます。

冒頭、リード文に記載しておりますけれども、経済産業大臣及び経済産業局長から、本委員会宛てに任意の意見の求めがありました。旧一般ガスみなしガス小売事業者8社の原価算定期間終了後の現行料金に係る事後評価につきまして、先日（12月20日）に開催されました料金審査専門会合での審議結果をご報告するとともに、経済産

業大臣への回答について、ご審議いただければと思います。

２．が、「料金審査専門会合における審議結果」でございます。

本省所管の対象事業者であります東京ガス及び東邦ガスの２社、地方局所管の対象事業者である京葉ガス、京和ガス、日本ガス、熱海ガス、河内長野ガス及び南海ガスの６社を加えた計８社について、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はなかったという結果をいただいております。

つきましては、３．で記載しておりますけれども、本省所管の対象事業者の東京ガス及び東邦ガスの２社について、５ページの回答案に記載のとおり「値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はなかった」旨、経済産業大臣宛て回答したいと考えております。

なお、１ページの最後の「なお、」のところですが、地方局所管の対象事業者６社については、事後評価の事務委任をしております各経済局において、本省分と同様に各委員長名で経済産業局長宛てに回答することになります。

説明は以上です。ご審議のほどをよろしくお願いします。

○八田委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

北本委員どうぞ。

○北本委員 事務局ありがとうございました。

今回のご提案については、現行のルールについては、特に異論はございませんけれども、資料を拝見してしまして、規制部門のガス事業の利益率については、各社、結構異なるものだと拝見しました。これは、企業の努力のたまもので利益を出されているものもあるかもしれませんが、市場の環境が違うから利益率が違うという状況もあるとは思いますが、規制料金を外れているところについては、今モニタリングがない状況で自由競争が行われているという前提であるとは思いますが。

その中で、特に規制というか、当局のルールを変えるという意味ではないのですが、実際にどういう状況にあるかということを理解していくのも、ひとついいのではないかと。これだけ利益の状況が違ってきますので、その中で、健全な競争が行われていることとか、企業の努力が健全に行われていて適正な利益がとられている状況が、どういうものがベンチマークとしてあるのかというのをスタディしていてもいいのではないかと。

数字だけあっても、これがどういう状況において利益が出る体質なのかとか、そういうのがわかると、モニタリングとしてレベルが、より上がるのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。

○八田委員長 それは重要なポイントだと思いますね。

何か野沢さんから検討がつくようなことはありますか。例として、こういうのが大きな要因で差がついているというようなことなど……。

○野沢統括NW事業管理官 委員会でもご質問があったのですが、資料の17/123ページで、日本ガスの自由化部門の利益率が上がっているのではないかと、この要因については、というご質問があったのですが、一応我々がみているのは、下から2番目の規制部門のところで、額が非常に違いますが、全体的な「その他部門」というのが自由化部門になっておりまして、これは、圓尾委員からもフォローのコメントをいただいたのですが、ほとんどのLPガス事業でもうかっているような状況になっていて、それが、全体の利益で上がっているような状況にはなっていますけれども、委員からは、そういうのも含めて加ゲイするというようなコメントもいただいています、一応規制と自由は分かれておりますので、それは別なのでしょうけれども、あとは、このメルクマールでいうと、ストック管理とフロー管理をやってみていきますが、ここに該当すると変更命令の対象になると思いますけれども、今、規制から外れたか、自由料金になっているところも、北本委員がおっしゃったようなモニタリングでフォローアップするというのは、今後やっていくというはあるのかもと、個人的には思っていますけれども。

○八田委員長 なるほど。

○佐藤事務局長 北本先生がおっしゃったことはもっともなことで、自由化料金をやったところで、利益率が相当大きくなった場合、例えばそこがほかと比べて本当に競争的なのかどうか、それこそLPがもっと来ているとか、オール電化の営業というのが全然ないとか、そういうのがあって、自由化されて利益率が高かったら、そもそも自由化した我々の決定自体がどうかということになるので、それは、相当ちゃんとやらなければいけないと思うんですね。

つまり、むしろそういうところこそみななかったら、監視委員会の意味がないのではないかという気もするので、それは絶対やらなければいけないと思うんですね。

という意味で、極めて適切なご指摘をされたと、僕は思います。

○八田委員長　　遠藤取引監視課長どうぞ。

○遠藤取引監視課長　　今のお話に加えてですけれども、今は規制が認められている分野ということですが、ガスについては、規制から完全に外れてしまっている事業者については定期的にご報告させていただいているように、自由化後３年間はガスの特別な事後監視ということで、みなしから完全に外れてしまっている事業者で、それぞれのエリアにおいて利用率が50%を超える事業者については、四半期ごとに一応合理的でない値上げが行われていないかということは監視しておりますので、済みません、第一四半期分の作業がちょっとおこなわれていますけれども、また、委員会で、ことしの第一四半期分のは近々ご報告させていただきたいと思いますが、そういう形で、一部についてはモニタリングをしているということでございます。

○八田委員長　　なるほど。

　　稲垣委員どうぞ。

○稲垣委員　　議論にさお差すつもりはないのですが、論点は、モニタリングをしている、していないという問題ではない。それから、利益率の数字の問題ではなくて、数字が大きいことをジョウキョウとして、つまり気づきとした場合に、大きいことの内容が競争的な理由に基づくものなのかどうかということを監視するというか、把握することだと思うんですね。

　　遠藤課長がおっしゃっているのは、そうしたことも実際に要素として把握することだろうと思いますので、わかっているのですが、あえてそういう監視をされているということで趣旨を踏まえた監視がなされていると、そういうことのご発言ですよ。

○遠藤取引監視課長　　はい。

○稲垣委員　　あえて確認させていただきました。ありがとうございます。どうぞよろしくをお願いします。

○八田委員長　　圓尾委員をお願いします。

○圓尾委員　　2つありまして、1つは、佐藤さんがおっしゃった点ですが、電力に関しては、規制措置料金を外すかどうかということについては相当議論を詰めて、こういうことを基準にやっ払いこうと、この委員会でもやったわけですが、ガスに関しては、結構、事業者が多いということもあって外形的に決まっているがゆえに、本当にこれで競争が起きているのかどうかというのを、我々はちゃんとチ

チェックしなければいけないというのは、おっしゃるとおりだと思うんですね。そこは、引き続き自由化したところで何が起きているのかというのはみる必要がある。

一方、これは、料金審査専門会合でも申し上げましたけれども、まだある規制部門において利益が出ていることに関して、利益が出ているではないかということで余りギンギン詰めてしまうと、だったら利益が出ないように無駄なコストでも積んで、もしくは料金をうまく調整して、などという事業者の利益コントロールみたいなところに結びついたら元も子もないわけで、我々がみななければいけないのは、まさに稲垣さんと遠藤さんがおっしゃった点ですけれども、事業者がしっかりコストカットなり販売拡大なりの努力をした結果、出てきた利益であれば、それはルールに基づいて一定期間、それをしっかり内部留保なりすることを認めるべきだけれども、物によっては、簡易な査定をした結果によって実態と原価とかが大きくずれているということで利益が出てきているものも、次のテーマである導管の収支などについてもあったわけですが、そういうところに関しては、ルール上は問題ないけれども、事業者に対して、自主的な、なるべく早い還元などを求めていくようなことも促していいのではないかと思います。

そこは、2つ分けて判断する必要があるかなと思っています。

○八田委員長 どうもありがとうございました。

そうすると、今の議論は、結局2つのアーキテクトがあって、1つは、利益を上げていったことが、規制部門でも費用を下げたことに由来するものであるかどうかということの検証も必要だろうと。それから、それ以外の、今度は費用以外のところで競争的状況がないかもしれない。

特に後者に関しては、全国的なレベルでチェックをしていかなければいけないということが示唆されることだと思いますので、今後そういうことを一つの大きな仕事の柱としてやっていただければと思います。

そういうことはありましたが、今の、これに関する経産大臣への回答としては、今のご説明のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、事務局から説明があったとおり、これをもって委員会としての経済産業大臣への回答としたいと思いますけれども、北本委員が指摘された点を踏まえて、今後、いろいろな形で競争条件の検討をしていきたいと思っています。

それでは、次のトピックは、「ガス導管事業者の2018年度収支状況等の事後評価について」、田中課長からお願いします。

○田中NW事業監視課長　それでは、ご説明をさせていただきます。資料4をごらんいただけますでしょうか。

「ガス導管事業者の2018年度収支状況の事後評価」ということでございまして、資料4の「主なポイント」の1.にございますとおり、11月20日に開催された料金審査専門会合において、ガス導管事業者の2018年度収支状況の法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施いたしました。

その結果、8社について変更命令発動の対象となるといったことになってございまして、2.にございますとおり、「経済産業大臣及び経済産業局長への回答」につきましては、2019年11月1日付にて経済産業大臣及び各経済産業局長から、本委員会宛てに意見が求められていることから、委員会として、次のとおり回答を行うこととしたと考えておりまして、事後評価の対象事業者のうち8社（苫小牧ガス、仙南ガス、東部液化石油、新発田ガス、松本ガス、長南町、妙高市及び魚沼市）については、2018年度終了時点での超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる一定水準を超過した。

これらの事業者については、「期日までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行うことが適当である。」というところから、それぞれの期日につきましては、こちらにございますとおり、2020年1月1日が期日となっておりますのが、東部液化石油、新発田ガス、松本ガス、2020年4月1日が期限となっておりますのが、苫小牧ガス、仙南ガス、長南町、妙高市及び魚沼市となっております。

なお、これらの8社につきましては、期日までに料金改定を行う予定であるといった意向については確認をしておるところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

佐藤事務局長どうぞ。

○佐藤事務局長　1点だけ、先ほどと関連するのですが、小売料金の自由化されているところの規制料金も、今の導管部門のところも、結局、実質的な競争状態にある

かどうかをみるというのが、全てのかなめだと思います。

何がいいたいかというところ、小売料金、自由化しているところ、当然すごく競争が激しければ、それで利益率が高くて、まさに競争に打ち勝っているということですし、規制部門だって、その実質的な競争が高くて、そこで利益率が高ければ、それはそれできちんと頑張っているということとか、先ほど圓尾さんがおっしゃったような、必要な投資をしているかどうかというところだけチェックをすればいい。

あと、導管部門でも、これは電力とは違って、ガスは確かにエネルギー間競争があるので、それも含めて実質的な競争化をしているのであれば、利益率が高ければ、その競争で、どう頑張っているのか、導管部門はなかなか難しいですけども、それに適正と考えられますが、全部競争状態が、実質的なやつが低ければ、それで利益率が高いというのは、あらゆる場合で相当きちんと調べる必要があると思うので、そうすると、実質的なガスにおける競争状況がどういうことかというのを、我々はもっと、その客観的な手法を身につけながら監視をするのが、私も含めて必要なのかなという感じがしました。

以上です。

○八田委員長 ありがとうございます。

○稲垣委員 それは、具体的には、スライド26のフロー管理方式のステップ2の、説明を求め、合理性が認められる、認められないという、この判断の方法と、そこにどういう要素を持ち込むかということですけども、今は、何か判断の基準なり、そういうものはあるんですか。それぞれ別に判断して、委員会で判定している、そういうことですかね。

○田中NW事業監視課長 個別に聴取をいたしまして判断をしているということでございます。

○稲垣委員 そのところを今後検討されるということですか。

○佐藤事務局長 ちょっと違うと思っていて、小売料金だったら、一番単純なものは、ほかのガス会社がどれぐらい入っているかというので、割とわかると思いますけれども、導管は相当ややこしくてエネルギー間競争になるので、導管に関しては、導管競争というのではないわけなので、そうすると、そこはどれぐらいLPとかわる可能性があるとか、オール電化が徹底的に来ているとか、そういうのをみなければいけないので、もっといろいろ考えないとだめなのではないかと思います。

だから、ある意味だと、電力とガスでそこが違う感じがして……

○稲垣委員　　そうですね。

○佐藤事務局長　　電力は、まさに電力小売がどれくらい入っているかというのをみるだけで、エネルギー間競争という概念はそれほどないと思いますけれども、ガスは、確かにエネルギー間競争という概念もあるので、そちらと両方で単純にみるのではなくて、ある意味だと、独占ばいと思われても、エネルギー間競争があるところはちゃんとあるかもしれないので、それは単に利益率が高いから全く競争がないと単純にみるのも危険だと思いますが、きちんとみる必要は相当あるのではないかなという気はしました。

○八田委員長　　これは、導管事業の出資だから、ほかのエネルギーが関係するのは、結局その導管の使用度合いというか、どれだけ空きがあるとか効率的に使われているか、そこに影響するということですか。

○佐藤事務局長　　だから、導管料金が物すごく高かったら、どうやったって、多少の努力はあったとしても、どうしても小売料金は高くなってしまいますから、そうすると、ある地域の導管が高過ぎるところの都市ガスの料金が高過ぎたらLPにとられるとか電気にとられるというのがあるから、物すごく競争が高かったら、導管料金も高くしようがないのではないかということです。

○八田委員長　　導管料金も高くしようがないと。

○佐藤事務局長　　はい。そうすると、そこがまさにLPと接しているとかオール電化攻勢が物すごく厳しかったら、本来導管料金規制だったら、例えば10円にできたとしても9円50銭で抑えざるを得ないことが起こるのではないかということもあるし、事実、ガス協会の資料でも、非常に競争が激しいところは大変だということもあって、エネルギー間競争が激しいので導管部門としても大変ということもあって、そこは電気と違って、ガスはエネルギー全体でも競争があり得て、導管部門の規制料金も一定抑えられる可能性があるということでありまして、事実料金審査専門会合でも、ツム先生から、それはあり得るというご発言がありました。

○八田委員長　　それは、結局ほかのものを使っている場合には、この導管は余り有効に使われていないので、ちょっと過剰投資ですよ。だから、なるべくこれ以上設備強化しないようなインセンティブを与えなければいけないということですかね。

そうすると、むしろ損をさせたほうがいいという側面もあるかもしれないですね。

要するに、競争によってどんどんほかのものに食われて導管が使えなくなっていく。そういうときに、どういうインセンティブを与えていくかということですかね。

○恒藤総務課長　補足しますと、今委員長がおっしゃったことは、多分さらにその先のことをおっしゃっていると思います。

まず、現状として導管事業者の中に、すごく利益率が高いところと、そうでないところがあると、利益率が高いところというのは、場合によっては、高めに料金を設定しているから利益率が高いということだとすれば、そうすると、ガス料金全体がそのエリアは高くなっているから、ほかのエネルギーとの競争に負けて、本当に競争が働いていけばガスを使う人は減るというような現象が起きているのではないかな。

○八田委員長　なるほど。

○恒藤総務課長　逆にガスを使う人が減らないようにしようと思えば、導管事業者がみずから料金を下げて、ほかのエネルギーとの比較の間に、むしろガスが料金面で有利になるようにもっていかうとするのが普通の導管事業者の行動であるのではないだろうか。

もしそういうことが起きていないとすれば、必ずしもエネルギー間競争というのは起きていない可能性もあるよねと、多分こういうことをこれからみていく必要があるということが、多分佐藤事務局長の発言ではないかと思いました。

だけれども、北本委員の発言とつながるところもありますけれども、要する導管部門がもうかっているエリアで、例えばガスの小売料金がどうなっていて、また、電気なりLPガスとのスイッチングがどうなっているのかというところを分析することは大事なのではないだろうかと思います。

○八田委員長　なるほどね。

○稲垣委員　とりあえず今は、変更命令の発動の要件を考えている……

○恒藤総務課長　今の議論は、この法律上の取り扱いはこれだけれども、法律とは別の世界で、現状の分析をしていくことが大事なのではないかと、そういう……。

○稲垣委員　わかりました。

○八田委員長　ある意味では、法律で規定された利益率よりも、いろいろ変えてやる。要するに、これはこれでいい。いわゆる将来の課題としては、価格を、競争的な状況を反映して導管の価格も一定の範囲内で変更させることが望ましいということになる場合があるということですか。

要するに、これはこれでいいんだけど、将来やるべきこと、その競争条件を反映して分析することが何を意味するかということですよ。

○恒藤総務課長　まず、今既に値上げの基準を突破している事業者については、このような対応をするのは、今のルールに基づいていることだと思います。それで、ただ、そこまで行っていなくても、比較的利益率が高い事業者がたくさんある中で、本来にエネルギー間競争が働いているのであれば、自主的に値下げをすることによって、ほかのエネルギーにお客さんが取られないようにするという動きが、本来起きてくるのではないだろうかと思われるところ、今のルールでも値下げは続けてできますので、その値下げをルール上阻害しているということは多分ないだろうとは思いますが。

そういう意味で、制度面でどうこういうことよりも、実態分析として、エネルギー間競争は本当に起きているのだろうかということを把握していくことが、まず第一歩なのではないかというのが、今の議論ではないかと思いますけれども。

○八田委員長　わかりました。

稲垣委員どうぞ。

○稲垣委員　これはこれでいいというところが、今やっている議論との関係で若干の疑義があるのですが、私は、今の報告について、本件については事務局の判断でいいだろうと思っただけですが、簡単にこれはこれでいいといえるのかどうかというところは、やはり簡単にこれでいいとはいえない問題はあるのではないかと思います。

というのは、今、我々、佐藤事務局長や皆さんが議論している課題があるわけですが、それは、フローの中では、合理性の判断の要素として、こういうことを考えるべきなのではないか、例えばエネルギー間競争の影響とか、そういうものも考慮すべきではないかという点が指摘されているわけだから、本当は、本件についても、この合理性が認められるかどうかということの判断に際しても考慮すべきではないのかと思うわけです。

それでは今回は、本件についてはどういう基準で合理性を判定したのか、どういう資料に基づいて、ということについては、今説明があったから、これについては了とするけれども、簡単に、これはこれでいいというふうにはいえないのではないかと私は思うのですが、今ここで議論されたことは、検討されているから、これで……

○八田委員長　　稲垣先生がおっしゃるのは、利益率が非常に高かったところに対して、今度改定を要求しているわけですね。

○稲垣委員　　そうですね。

○八田委員長　　その利益率が高かったことに対して下げなさいということが、そこがそもそもおかしいというわけですか。

○稲垣委員　　そうではないです。このフロー管理の仕組み全体は、これは全くこれでいいです。本件については、およそ利益率が高い。だから、一定の嫌疑——嫌疑というか、個別の合理性の判断へ行くわけですが、その個別の合理性の判断において、今、されているような議論が、本当は考慮されるべきではないのかというのが、私が聞いていたところだけでも、それは関係ないですか、本件の判断とは。

○恒藤総務課長　　多分今みておられるのは、このスライドだと思いますけれども…

○稲垣委員　　そうです。

○恒藤総務課長　　これは2つのルールがございまして、上のほうはストック管理方式といいまして、一定水準額⁷超過利潤⁸が超えているかどうかでみます。今回の判断は、これで判断されておりまして、一定水準額を超えた会社がリストアップをされているということでございます。

下のほうは、フロー管理方式と書いてございますが、これは、原価算定期間が終わった後に使われるやつなので、今回の判定には使われないものでございます。

○稲垣委員　　わかりました。失礼しました。

そうすると、上のほうは、数値が上がったこと自体を客観的に捉えていく、それだけでいくということですね。

○恒藤総務課長　　はい。

○稲垣委員　　わかりました。すみませんでした。

○八田委員長　　それでは、私は、むしろ低いところが問題なのかと思ったのですが、将来、競争条件を考えて、算定方式自体についても、ある種の検討を加えていくということは含みにして、今回の分析結果については、事務局からのご説明があったとおりに、経済産業大臣に回答してもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

それで、先ほど佐藤事務局長がおっしゃったような、ほかのエネルギー産業との競争条件を考えた検討というものも将来やる必要があるだろうということで、それはまたスタートすべきだと思います。

それから、3番目ですが、「電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について」、説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　資料5をごらんいただけますでしょうか。

こちらは、11月13日付で、電力広域的運営推進機関より、経済産業大臣に対して、送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同月21日付で大臣から意見の求めがあったところでございます。当該認可に係る当委員会としての回答について、ご検討いただくことになってございます。

内容につきましては、2.の「変更の主な内容」でございますが、(1)「容量オークションへの参加条件の変更」ということで、容量市場の参加条件につきましては、電源のアグリゲートは発動指令電源として参加可能としていたところ、自然変動再生可能エネルギーのみのアグリゲートについては、発動指令電源ではなく変動電源として参加可能とすることに変更する。

また、蓄電池は、発動指令電源として参加可能であることに明確化をするものでございます。

(2)ですが、「電源Ⅰ’の広域的調達に伴う給電指令の発受令に必要な事項の変更」ということでございまして、こちらは2020年度からの電源Ⅰ’の広域調達運用変更に伴う一般送配電事業者が調達した隣接エリアの電源Ⅰ’についても、直接発動指令を行えるよう規定を変更するといったものでございます。

(3)「再生可能エネルギーの発電計画に対する特例措置のルールの変更」でございしますが、こちらにつきましては、FITインバランスト例に基づきまして、一般送配電事業者がBGに通知する再生エネルギーの発電予測量については、これまで前々日の16時の通知となっていたわけですが、精度の高い情報を提供するため、前日6時にも再通知を行うよう規定を変更するものでございます。

(4)「託送供給等約款別冊で定める系統連系技術要件に規定すべき事項の明確化」でございまして、こちらにつきましては、一般送配電事業者が系統連系技術要件に火力発電設備等の周波数調整機能の具備を定めることを、新たに規定をしております。昨今、再生エネルギー等の増加により、調整力に係る必要性などが増加しているとい

ったことも考慮した措置になってございます。

3. でございますが、変更案の内容について、審査基準に照らして特段の問題はないと判断されることから、当委員会としては、当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとしたいといったことでございます。

私からの説明は以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対する、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

（質問、意見等：なし）

これは、ある意味で、天気予報の情報など、昔よりは技術が進んだから、こういうことができるようになったということなのか……。

○田中NW事業監視課長 そういったもろもろも反映しまして、より正確なところを抽出するためという……。

○八田委員長 はい。

それでは、改めて、今ご説明があったとおり委員会としての経済産業大臣への回答を決めてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、認可することに異存がない旨、回答することといたします。

議題（4）です。「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の改定の建議についてです。これは、遠藤課長からお願いいたします。

○遠藤取引監視課長 それでは、資料6、113ページになります。

「新しい火力電源入札の運用に係る指針」につきまして、パブリックコメントをかけまして、その結果のご報告と、改定案について、経済産業大臣に建議することについて、ご審議いただきたいと考えております。

今回の指針につきましては、9月の委員会に改定案をお諮りしまして、その後、10月1日から10月31日まで1カ月間パブリックコメントを募集しました。

その結果、1件だけ寄せられておりまして、115ページ、資料6－1でございますけれども、こちらに記載のとおり、「小売自由化が導入された現状に、さらに入札を推奨するのはいかがなものか」というご意見でございましたけれども、今回の指針を改正する必要までの意見とは考えておりませんので、今後の制度設計の参考にさせていただきます。

だく意見ということで、資料6－1のとおり、本改定指針を改正する必要はないと考えられることから、6－2により、経済産業大臣に対し、本趣旨の改定について、6－3の改定案のとおり建議することとしたいと考えております。

以上でございます。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対する、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局からご説明があったとおり、新しい火力電源の入札の運用に係る指針の改定について、経済産業大臣に建議することにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

本日、第1部で予定された議事は以上ですが、私、1つだけ、先ほど伺い忘れたのですが、田中さんに、今度は新設の発電所には、みんなガバナフリーなどを義務づけるということでしたけれども、旧一電の発電所の場合には、昔から義務づけられていたのでしょうか。

○田中NW事業監視課長　　義務づけられてはいないのですが、そこは、実質的に一体だったので、ある意味、送配電のところのニーズに応じて、そこはほぼ当然のものとして、それを具備していたということです。

○八田委員長　　実質的にはやっていたわけですね。

○佐藤事務局長　　あと、新電力もそうです。日本中のやつはそうです。それが自由化になって、つけなかったら数パーセントでも安くなるから、そちらを選ばれるかもしれないという懸念があるからやっているということです。

○八田委員長　　なるほど。

○佐藤事務局長　　その分、何もやらなかったら、数パーセント安くなるかもしれないというので、それだけです。今のやつは全てついていきます。

○八田委員長　　要するに従来は紳士協定みたいなことで、実質的な合意でやっていた……。

○佐藤事務局長　　そうですね。それで事実、私も行きましたけれども、ドイツはついていないやつもあるとっていました。フランスとかは、日本と一緒に全部ついていてとっていましたので、だから、ドイツ的になったら困るかもしれないと思って、先手を打ってこのようにしたということです。

○八田委員長　なるほど。これは、ガバナフリーだけですか。

○佐藤事務局長　全部です。一次、二次、三次全て日本のやつはついていきます。

○八田委員長　そうすると、ガバナフリーはジドゥ的でしょうから、ほかのものは、ジギョウ的には通信設備がちゃんとつくということですか、三次も。

○佐藤事務局長　まあそうですね。そういうことですね。

○八田委員長　わかりました。

　そうしたら、それに対する費用は当事者が自己負担してくれよと、そういうこと…
…。

○田中NW事業監視課長　費用については、恐らくこれをつけても数百万程度の上乗せであって、いわゆる10万kW以上の発電所が対象ですので、その発電所自体の建設費用に比べれば、そんなに大きな負担ではないだろうといったことかとは思いますが。

○八田委員長　わかりました。どうもありがとうございました。

　それでは、第1部に関して、ほかにご発言されることはありますか。

（発言等：なし）

　それでは、これで第1部を終了いたします。

　どうもありがとうございました。

○恒藤総務課長　第2部は、準備ができ次第開催いたします。

　以降の議題は非公開になりますので、済みません、一般傍聴者の方は、退室をお願いいたします。

——了——